

2

充実の将来設計へ 付加保険料を納付しませんか

◆付加保険料とは？

平成20年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で79万2100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のため、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料（平成20年度は、1万4410円）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業やフリーで仕事をしている方など第一号被保険者の場合は、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額になっています。

将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第一号被保険者の方のためには、付加年金のほかに、公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定

拠出年金、農業者が加入できる農業者年金の制度があります。

これらの上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

◆付加保険料の額は定額？

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第一号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっています。

※付加年金額等、詳しくは直方社会保険事務所（国民年金課）へお問い合わせください。

☎0949・22・0905

問合先 住民課 住民年金係

☎65・3301

3

毎週木曜日は 窓口業務の一部延長

現在、役場では、午後5時15分で業務を終了していますが、毎週木曜日は午後7時まで、一部窓口業務を行っています。（ただし、木曜日が祝日の場合は閉庁になりますので、ご注意ください）

来庁される際には、時間延長する関係課へ、内容等について事前にご確認ください。

時間延長を行う課

- ① 住民課（☎65・3301）
- ② 税務課（☎65・1076）
- ③ 保険環境課（☎65・1097）
- ④ 建設課（☎65・3330）
- ⑤ 水道課（☎65・3241）
- ⑥ 教育委員会 学校教育課（☎65・1149）



人権・同和問題の 啓発標語代表作品

佳作
なにもしない それじゃあ
なにも 始まらない

桂川中2年 岩本健太さん

◆人のうごき（平成20年7月末現在）

内 訳	前月比	前年比
人 口	14,514人	2 - 116
男 性	6,754人	1 - 81
女 性	7,760人	1 - 35
世帯数	6,008戸	5 29

◆水道修繕当番（水は大切に）

≫ 9月

福沢水道設備店 ☎65・1172
岡村工務店 ☎62・2208
福豊設備工業 ☎72・0714

≫ 10月

谷口住設 ☎65・3253
株式会社草場 ☎72・0122

◆納税のお知らせ（9月の納税期限）

- ≫ 固定資産税 第3期分
- ≫ 国民健康保険税 第4期分

○ 納税には便利な口座振替もご利用できます。詳しくは、税務課 収納係（☎65・1076）までお気軽にどうぞ。